

消防団への活動援助規程

(目的)

第1条 この規程は、企業としての社会的貢献施策の一環として、従業員の消防団活動を援助することを目的として定めたものである。

2 従業員の消防団活動に伴う休暇等に関する事項は、就業規則及び給与取扱規程等に特別に定める場合を除き、この規程の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この規程の適用については、常用の全従業員のうち、消防団員に任命されている者を対象とする。

(年次有給休暇)

第3条 従業員が次の各号の一に該当する場合は、業務に支障のない範囲内で就業規則第34条に定める年次有給休暇を付与する。

- (1) 天災地変等により、消防団員として出動を要請された場合
- (2) 出初式等の消防行事により消防団員として出動要請があった場合

(就業時間中の取扱い)

第4条 従業員が就業時間中に消防団員として出動要請があった場合の取扱いについては、雇用責任者若しくは現場監督者が業務に支障が及ばないと判断した場合に限り、出動を認める。

2 前項の規定により出動した場合において、その任務が終了後は速やかに業務に復帰しなければならない。

(申請手続)

第5条 前2条の規定による休暇等を希望する従業員は、事前に消防団活動休暇届を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によるときは、事後に提出するものとする。

(給与)

第6条 第3条及び第4条の規定に基づく消防団活動中の給与については、就業規則に定める所定労働時間を勤務した場合における通常の給与を支給する。

(災害補償)

第7条 消防団活動中に、死亡若しくは負傷し、又は疾病にかかったときは、業務外災害として取り扱う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、消防団活動の援助に関する必要な事項は、諸般の事情を考慮し、その都度決定する。

付 則

この規程は令和3年4月1日から実施する